**第2４回大阪府障がい者差別解消協議会**

日時：令和７年７月１４日　月曜日　午後２時00分から午後４時00分まで

場所：大阪赤十字会館301会議室

出席委員

石渡　勉 弁護士

大野　素子　　 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会会長

小田　多佳子 　 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長

◎小田　浩伸 大阪大谷大学教育専攻科長教授

木越　美佳子　　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室室長

北村　嘉成　　 近畿百貨店協会　事務局長

塩見　洋介　　 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

特定非営利活動法人大阪障害者センター事務局長

関川　芳孝　　 大阪公立大学名誉教授

髙橋　あい子 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長

辻野　滋之 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

寺田　一男 一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長

長尾　喜一郎　 一般社団法人大阪精神科病院協会会長

長宗　政男 公益社団法人大阪聴力障害者協会会長

南條　正幸 関西鉄道協会事務局長兼専務理事

西尾　元秀 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議代表

福島　豪 関西大学法学部教授

前川　たかし　　一般社団法人大阪府医師会理事

藪本　青吾 大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会委員

◎　会長

オブザーバー

大阪法務局人権擁護部第二課長

大阪労働局職業安定部職業対策課長

近畿運輸局交通政策部共生社会推進課長

市長会代表市担当課長

町村長会代表町村担当課長

○事務局（樋口）　定刻になりましたので、「第２４回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催いたします。委員の皆さま方におかれては、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。私は、大阪府障がい福祉企画課の樋口です。本日の司会を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。開催にあたり、障がい福祉室長の村上より、一言ご挨拶を申し上げます。

○事務局（村上）　大阪府障がい福祉室長の村上です。「第２４回障がい者差別解消協議会」の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

　委員の皆さまには、日頃から、大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解、ご支援をいただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、本日はご多忙の中、本協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

　障がい者差別の解消をめぐる状況については、昨年（令和６年）４月より改正障害者差別解消法が施行されたことで、事業者による合理的配慮の提供が法律で義務化されたところです。

　大阪府では、法改正や事例の蓄積等を受け、障がいを理由とする差別の解消についてよりわかりやすく府民に伝えることを目的に、今年（令和７年）の３月に「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」の改訂を行いました。改訂にあたっては、委員の皆さまには貴重なご意見を頂戴しましたこと、改めて御礼申し上げます。

　現在、万博が開催されております。そして、障がいのある方が多数、来阪されています。万博の開催や法改正を契機として、昨年度（令和６年度）、事業者団体等への研修機会の拡大をしました。また、大阪府が認める障がい者差別解消研修の受講者に対して、昨年新たに受講証明書を発行する取組みを開始しました。

　今年度（令和７年度）もこの取組みを通じまして、事業者の積極的な合理的配慮の取組みを一層、後押ししていきたいと考えています。

　本日は、昨年度の大阪府の障がい者差別解消に関する活動報告書を現時点では案ですが、委員の皆さまにご覧いただき、ご協議いただきたいと考えています。障がい者差別を解消するためには、適切な相談対応は当然ですが、障がいへの偏見や無理解を社会の中から取り除く啓発の取組みも重要です。委員の皆さまには、大阪府の啓発の取組みに関してもぜひ、ご協議いただけると幸いです。

　結びに、委員の皆さまにおかれては、今後とも大阪府の障がい福祉施策の推進にご理解、ご支援をいただきますようお願いをいたしまして、私からの挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（樋口）　続きまして、会議の成立についてです。本日は、委員総数２０名のうち、１８名の委員にご出席をいただいていますので、大阪府障がい者差別解消協議会規則第５条第２項の規定により、会議が有効に成立していることをご報告いたします。本日は、柴原委員と佐々木委員より欠席の御連絡を頂戴しております。

　次に資料の確認をいたします。

・「次第」

・「配席図」

・「委員及び専門委員名簿」

・「資料１　令和７年度合議体の運営について」

・「資料２－１　令和６年度障がい者差別解消に向けた活動報告書（概要版）」

・「資料２－２　令和６年度障がい者差別解消に向けた活動報告書」

・「参考資料１－１　府内市町村における支援地域協議会の設置状況について」

・「参考資料１－２　府内市町村における相談及び紛争の防止等のための体制の整備等について」

・「参考資料１－３　府内市町村における障がい者差別に関する相談件数等の状況について」

・参考資料「１－４－１　府内市町村（首長部局）における対応要領の策定状況について」

・参考資料「１－４－２　府内市町村（教育委員会）における対応要領の策定状況について」

・参考資料「１－５　府内市町村における障がい理解等の啓発状況について」

となっています。資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

　そのほかの資料として、別冊参考資料ファイルを委員の皆さまには配布いたしますので、今日の参考になればと思います。

　事務局から共有事項があります。別冊参考資料ファイル２－１に、大阪府障がい者差別解消条例を綴じております。条例第１５条に本協議会の委員の守秘義務違反に関する罰則が規定されていますが、その文言としてこれまで「懲役」という文言が使用されていましたが、令和７年６月１日に刑法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、「拘禁刑」という文言に変更する条例改正が同日付で行われましたことを共有いたします。

　続いて、会議の公開についてです。大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則、公開としております。後日、配布資料とともに、委員の皆さまの発言内容を議事録として大阪府のホームページで公開する予定です。

　なお、本日の会議は、原則、公開での実施になりますので、個人や事業者が特定されうる情報に関するご発言は、控えていただきますようお願いいたします。具体的には、個人の氏名、事業者名、市町村名などが該当いたします。プライバシーに関する内容について議論が必要な場合は、本会議を一部非公開とし、委員の皆さまを除くオブザーバーの方、関係者の方、傍聴の方には一時ご退席いただくことになります。その場合は、事務局職員の誘導に従って、行動をお願いいたします。

　次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がいのある委員や、点字資料を使用されている視覚障がいのある委員がおられます。障がいのある委員への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるように、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

　また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及される場合には、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

　それでは、以後の議事進行について、小田浩伸会長にお願いしたいと思います。小田会長、よろしくお願いいたします。

○小田会長　本日もどうぞよろしくお願いいたします。

　毎回のことにはなりますが、最初に改めて本協議会の趣旨を、皆さまで確認したいと思います。本協議会の目的は、障がい者差別に関する情報の共有や協議を通じ、障がい者差別を解消するための取組みを、効果的かつ円滑に行うネットワークを作ることにより、障がい者差別を解消していくことです。

　そのため、本日は日ごろ様々な立場で皆さまが行われている具体的な取組みや事例などをお話しいただき共有できればと思います。

　それでは、次第に沿って進めていきます。「議題１令和７年度 合議体の運営について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（福本）　障がい福祉企画課の福本です。私から資料１「令和７年度合議体の運営について」説明をいたします。

　大阪府障がい者差別解消条例第９条第５項において、「合議体は、事業者による障がい者差別に係る紛争事案の解決のためのあっせん、もしくは、広域支援相談員の職務に関する助言を取り扱う」とされています。平成２８年度より、広域支援相談員の職務への助言を行うことを目的として実施している助言型合議体については、広域支援相談員が対応に困難を感じた事例や、相談の分類方法等を中心に助言を行っていただきました。令和７年度においても助言型合議体を１回以上開催し、広域支援相談員の職務に関して助言をいただきたいと考えております。

　また、相談員が対応してもなお解決が難しい紛争事案において、大阪府障がい者差別解消条例第１０条に基づくあっせんの求めが大阪府知事にあった場合には、あっせん型合議体を適宜開催したいと考えております。現在、令和６年度に申立てのあった紛争事案においてあっせんの求めがあり、あっせん型合議体でご対応をいただいているところです。

　助言型及びあっせん型、いずれの合議体の構成員についても、大阪府障害者差別解消協議会規則第６条に基づき、委員及び専門委員の内から会長が５名を指名し、指名にあたっては取り上げる事例の内容等に応じて、障がい者関係の委員と事業者関係の委員をそれぞれ少なくとも１名を指名し、組織することを基本としたいと思います。なお、合議体構成員以外の委員が合議体の視察を求める場合は、引き続き運営要領第９条第５項により取り扱うこととするため、視察を求めることができる合議体は、助言型合議体のみとしたいと考えています。

　最後に、合議体は個別の事案を取り扱うことから、基本的に非公開ですが、助言内容等については、市町村等の相談窓口へも参考としていただくこと等を目的に、個人や法人が特定されないよう加工し、大阪府の障がい者差別解消に向けた活動報告書等へ取りまとめを行いたいと考えています。

　以上が、令和７年度の合議体の運営についてとなります。

○小田会長　はい。説明をありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に関して、ご質問、ご意見等あればお願いいたします。いかがですか。よろしいですか。

　基本的な合議体の進め方ということで、助言型とあっせん型があるということで、新しい事案も出てきているかと思います。そうした形で進めていくということで、今年度の合議体の運営に関しては、よろしいですか。ご異議ありませんか。

　はい。事務局は今の内容に沿って適宜、開催するようにお願いいたします。

　議題２に入ります。「令和６年度障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書（案）」について事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（福本）　「資料２－２　令和６年度障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書（案）」について概略を説明いたします。墨字版では４ページ、点字版は１０ページからお願いいたします。

　令和６年度に広域支援相談員が対応した相談の件数などを取りまとめたものとなります。まず、「新規相談の件数」は、１９４件で、対応した回数は1,261回という結果で、新規相談件数は、令和５年度の１４８件から約３割の増加となりました。２番「相談者の内訳」についてです。広域支援相談員がどこから相談を受け付けたのかを分類した表を掲載しています。市町村からの相談件数４３件に対し、当事者等からの直接相談は１５４件と全体の８割程度で、直接相談により対応することが多くなっています。直接相談の内訳として、障がい当事者と家族からの相談が合わせて約８割となっており、事業者からの相談が約１割となっています。

　墨字版５ページ、点字版１３ページです。３番「相談内容の累計」です。「法で差別と規定されている不当な差別的取扱い」は１５件と、令和５年度より７件増加し、「合理的配慮の不提供」は８件と、前年度より１１件減少しました。ここ数年の傾向と同じく、障がい者差別に関する相談以外の「その他の相談・意見・要望」が相談件数の約６割を占めました。墨字版６ページ、点字版１７ページです。４番「対象分野別件数」です。「商品・サービス分野での相談」が最も多く、次いで「行政機関においての相談」が多くありました。墨字版７ページ、点字版１８ページです。参考２「対象分野別の相談内容の類型」です。「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の不提供」ともに商品・サービス分野で最も多く相談がありました。

　続けて５番「障がい種別ごとの取扱い件数」です。障がい種別ごとでは身体障がいのある方からの相談が１００件と最も多くありました。そのうち、５８件が肢体不自由のある方でした。精神障がいのある方からの相談が４２件と次に多くありました。発達障がいのある方からの相談は２５件と、令和５年度と比較して約３．５倍ありました。

　墨字版９ページ、点字版２８ページです。６番「法施行後の年度ごとの新規相談件数及び法上の差別における類型件数」です。令和６年度は、平成２８年度の法及び条例の施行と同時に広域支援相談員を配置して以来、新規相談件数が最も多くありました。これは、令和６年４月に改正障害者差別解消法が施行された影響によるものと考えております。

　大阪府では、府民の障がいを理由とする差別に関する理解を深めることを目的に、広域支援相談員が対応した相談事例の概要を、本報告書で具体的に示しています。ただし、相談者のプライバシーを保護する観点から、特定の個人や法人が特定されないよう内容の一部加工を行っています。ここですべての事例をご紹介することは時間の都合で難しいため、相談類型ごとに事例を抜粋しご紹介いたします。

　墨字版１０ページ、点字版３１ページです。「不当な差別的取扱いに分類した事例」の概要です。事例番号２番です。肢体不自由のある当事者より相談を受理しました。「車いす利用者２名と介助者２名で、オフィス街にある飲食店に入店しようとしたら、１２時台の４名の客は断っていると言われ、入店できなかった。店内にはさほど客もいなく、４名用のテーブルもあった。店に事情を聞いてもらいたい。』との相談要旨です。広域支援相談員の対応要旨です。「店に訪問し状況を確認しました。店長からは「オフィス街で会社員をメインターゲットに経営している。店長が１人で調理や接客を行っているため、店内が混雑する時間帯である１２時台は、４人以上のグループ、ベビーカー利用者、車いす利用者、コミュニケーションが困難な外国の方といった接客に時間を要する方達の対応はできず、その方たちは一律に利用を断っているものの、入店を拒否している訳ではなく、13時以降であれば、対応している。」との説明を受けました。当事者へ事業者の説明を伝えるも納得には至らなかったため、事業者へ再度、話がしたいと伝えるも、「店長１人で必死に経営をしており、昼休憩の時間帯の回転率が収益に直結するため、これ以上話すことはない。」といわれました。当事者へ再度、店の対応を伝えたところ、「今回はこれ以上の対応はよい」との意向を伺い、対応を終了しました。

　事例番号４番です。視覚障がいのある当事者より相談を受理しました。「連鎖販売業いわゆる、マルチ商法のことですが、こちらの勧誘会員登録の申込みをしたが、事業の概要書面等の契約に必要な書面を自ら読めることが入会条件であるとして登録を取り消された。入会を認めること、概要書面等の契約に必要な書面をテキストデータ形式で提供するか、ヘルパー等による代読で自ら読んだこととして認めることを事業者に話をしてほしい。」との相談要旨です。

　広域支援相談員の対応要旨です。事業者に訪問し状況を確認しました。事業者からは、「特定商取引法により連鎖販売取引への入会を希望する者に対しては、事業の概要を記載した書面の交付を行うことが定められており、こうした規定も参考に、入会にあたっては必要な書面を自ら読み理解できることと会則で規定している。ヘルパー等による代読を認めることや、連鎖販売取引のビジネスプログラムの解説といった複雑な図式を含む概要書面をテキストデータで提供する場合、特定商取引法上の問題がないか、現状、特定商取引法の所管省庁が見解を示しておらず、事業者の判断のみで入会を認めることはできない。」との説明を受けました。記載にはありませんが、現在も対応中の案件です。

　墨字版１１ページ、点字版３５から３６ページです。事例番号５番です。障がい福祉サービス事業所からの相談を受理しました。「利用者複数名で日帰りのバスツアーへオンラインで申し込んだ際、「配慮が必要」の項目にチェックをしたところ、参加人数分の質問用紙が送られてきた。しかし、その内容が障がい者手帳の等級など、日帰りのバスツアーに参加するうえで必要とは思えない程の詳細な個人情報の提出を求めるもので、旅行会社に問合せたところ、質問用紙の提出がないと参加できないと言われた。サービスの提供を受けるにあたって、必要以上の個人情報の提出を課されることは障がい者差別にあたるのではないか。」との相談要旨です。

　広域支援相談員の対応要旨です。事業者に電話をし、状況を確認。「配慮が必要の項目にチェックがあれば、オンラインでは話を聞くことができないので、すべての方に質問用紙の提出を求めている。」との説明でした。調査の結果、同業他社では、ツアー参加へ必要な項目のみ職員が聴き取る方法を取っていることが分かり、事業者へ伝えたうえで、広域支援相談員が対面で話合いを行う機会を求めましたが、「現在の方法を見直す必要はないと考えている。」と拒否されました。障がい福祉サービス事業所は、実施日が迫っていたこともあり、今回のバスツアーはキャンセルしたとのことでした。記載にはありませんが、こちらも現在も対応中です。

　続いて事例番号９番です。肢体不自由のある当事者より相談を受理しました。「電動車いすを利用しているが、大型遊戯施設の身長制限のあるアトラクションへの乗車の際、立位によって身長を測定できることが乗車の条件になっていた。障がい特性上、立位が困難であるため立位以外で身長を測定する代替案を求めたが対応してもらえず乗車できなかった。」との相談概要でした。広域支援相談員の対応要旨です。大型遊戯施設との話合いを実施しました。今後、身長測定については、座位のままでもスタッフが身長計測を実施する予定との回答でした。また、今回のアトラクションだけではなく、他の身長制限のあるアトラクションについても同様に対応するとのことでした。

　墨字版１３ページ、点字版４６ページからです。ここからの相談事例は、合理的配慮の不提供に分類した事例です。事例番号２番です。視覚障がいのある当事者から相談を受理しました。「点字の郵便物を集合住宅の玄関まで配達してもらえない。点字の郵便物はかさばるため、郵便ポストに入らない場合は不在通知はがきが入れられているが、点字でないためわからない。郵便局に申し入れたが対応してもらえない。」との相談要旨でした。広域支援相談員の対応要旨です。郵便局に相談内容を伝え配慮を依頼しました。郵便局は、本人がひとり暮らしである事情等を把握できたとして対応を本人と話合うとのことでした。後日、本人より「点字郵便物を玄関まで配達してもらえることになった。」との連絡がありました。

　墨字版１４ページ、点字版４８ページです。事例番号３番です。市町村より相談を受理しました。「聴覚障がいのある方が、子どもの英会話教室の保護者参観で手話通訳の派遣を事業者に求めているが、対応してもらえないとの昨年と同様の相談が市に入っている。大阪府の協力を求めたい。」との相談要旨です。広域支援相談員の対応要旨です。市と共に事業者の本社へ訪問しました。事業者に再度手話通訳の手配を依頼しましたが、過重な負担があるとして困難との返答でした。市は、意思疎通支援事業における手話通訳者の派遣は、子どもの習い事について範囲外であるため、手話通訳ボランティアに協力いただき対応するとのことでした。

　事例番号７番です。市町村より相談を受理しました。「化学物質過敏症がある当事者の家に、同居する家族に対する支援で訪問看護師や介護ヘルパーの訪問がある。当事者が事業所に対し、訪問する職員は下着類も含め衣類を無香料の洗剤で洗濯してほしいとの申出を行っているが、十分な対応をしてもらえないとする相談に対応している。合理的配慮として、どこまで事業者に求めることができるのかを教えて欲しい。」との相談要旨です。広域支援相談員の対応要旨です。「訪問看護師が着用する制服を事業者が洗濯しているのであれば、事業者に対し無香料の洗剤等を使用してほしいと協力を求めることはできると思うが、事業者ごとに事情が異なるため、対応の差が出てもやむを得ないと考える。従業員個人に対し、支給する制服以外の下着類に関して無香料の洗剤で洗濯することを義務付けることは難しいと考える。」と市町村等に対し、助言しました。

　墨字版１５ページ、点字版５２ページです。事例番号８番です。行政機関より相談を受理しました。「集団検診で下肢障がいのある職員から胃のバリウム検査の受検を希望されているが、医療機関から立位を保てない人は物理的に対応できないと言われている。本人からは代替措置として胃カメラの受診を希望されている。追加費用が発生する可能性があるが、どこまでの対応をすべきか。」との相談要旨でした。広域支援相談員の対応要旨です。「事業主には障がいのある職員へ障がいのない職員と同等の機会を保障する必要があるため、通常は胃のバリウム検査しか認めていないとしても、障がい特性上やむを得ない事由であり、胃のバリウム検査を受けることができる医療機関の提案が難しいのであれば、代替措置として胃カメラ検査等の提案を合理的配慮の提供として検討する必要があると考える。」ことを伝えました。

　続いて、「不適切な行為に分類した事例」の概要です。事例番号２番です。知的障がいのある当事者の支援者から相談を受理しました。「当事者の保護者から、『子どもが支援学校の通学バスを利用しているが、他の児童に手足を出すため通学バスを利用しない登校を考えて欲しいといわれ、困っている。』との相談があった。どのようにすればよいか。」という相談要旨です。広域支援相談員の対応要旨です。支援者の調整により保護者と面談をしました。保護者は、通学バスを利用できない基準や説明が不明確であるとの意見でした。大阪府の担当課に伝え、担当課で支援学校との調整を図るとのことでした。結果、今後問題があった場合に再度検討するとされたものの、通学バスを継続して利用することが可能となりました。

　続いて、「不快・不満」に分類した事例の概要です。事例番号１番です。精神障がいのある当事者より相談を受理しました。「スポーツジム内にスタッフの顔写真やスタッフが載ったポスターが貼られている。自分を無視するスタッフの顔を見ることがストレスである。ジムに顔写真を剥がしてほしいと依頼したが、本部より出来ないとの回答があった。写真を貼り出すのでなくファイル綴じでもよいと思う。」との相談要旨です。広域支援相談員の対応要旨です。事業者に相談内容を伝えました。スタッフが当事者を無視した事実は確認されませんでした。後日、当事者からポスターが剥がされており相談した効果があったとの連絡がありましたが、事業者に確認したところポスターはキャンペーンが終了したため剥がしたとのことでした。

　墨字版１６ページ、点字版５８ページです。事例番号５番です。視覚障がいのある当事者より相談を受理しました。「スーパーの従業員から、アテンドの事前予約を求められた。これまでも自身でも次回来店の予定を伝えていたが、予約を強要されることはおかしい。」との相談要旨です。広域支援相談員の対応要旨です。事業者に状況を確認しました。「相談者にはできる限りの合理的配慮を提供しているが、アテンドが長時間に及び希望の商品がないと感情的になられることもあるため、スムーズに対応することを目的に事前の連絡を求めた。事前の連絡なく来店があったとしても、これからも出来ることはしていく。」との回答でした。

　墨字版１７ページ、点字版６１ページです。続いて、「環境の整備」に分類した事例の概要です。事例番号1番です。市町村より聴覚障がいのある方に関する相談を受理しました。「府営公園のコインパーキングで、聴覚障がいの方が減免の精算をしようとしたが、インターフォンしかなかったため意思疎通に苦慮したとの相談があった。状況を確認してほしい。」との相談要旨です。広域支援相談員の対応要旨です。公園担当課に対し、相談内容を伝えました。指定管理者とともに改善を検討するとの回答でした。

　墨字版１８ページ、点字版６４ページです。こちらからは大阪府障がい者差別解消協議会での取組みについてです。令和６年度は、協議会を２回、合議体を４回、開催しています。

　墨字版１９ページから２４ページ、点字版６８ページから８８ページです。広域支援相談員の職務に関する助言についての合議体の内容を掲載しています。令和６年度は「路線バスでの電動車いす乗車拒否」、「障がい者雇用ビジネス（サテライトオフィス型）職員の対応」、「大型遊戯施設でのアトラクションへの電動車いす利用者の利用拒否」の３事例について、委員それぞれのお立場からご助言をいただきました。

　墨字版２５ページ、点字版８８から９０ページです。合議体におけるあっせんの取扱い状況について記載しています。令和６年度は１件の申立があり対応しました。平成２８年の条例施行から数えると、４件目の申立です。

　墨字版２６ページから２９ページ、点字版９１ページから９９ページです。府内市町村に対する支援の取組みを掲載しています。大阪府は、府内市町村に対し、相談への対応等についての助言を積極的に行うとともに、相談対応力の向上を目的に意見交換の場を設定したり、府が主催する研修への参加案内をする等、府内市町村の支援に関する取組みを行っています。また、本協議会も機能を有する障がい者差別解消支援地域協議会の設置や活性化に関しても引き続き支援をしております。

　墨字版３０ページから３５ページ、点字版９９ページから１１０ページです。「障害者差別解消法や障がい理解等に関する啓発の取組み」について掲載しています。条例では、「啓発活動」を大阪府の責務とし、府民の障がい理解を深めることが共生社会を実現するための基礎的な取組みと明記されています。令和６年度に実施した、府民モニター1,000名を対象とした障がい理解に関するアンケート調査である『おおさかＱネット』では、「合理的配慮を知っているか。」について、「言葉を知らなかった」が６６．１％(パーセント)で最も多く、次いで「言葉は知っていたが、意味は理解していなかった」が２０．５％、「言葉を知っており、意味も理解していた」が１３．４％と続きました。

　このアンケートでは、改正法施行により事業者による「合理的配慮」の提供が義務となったにも関わらず、８６．６％もの方が合理的配慮の意味を理解していないとの結果となりました。

　この結果から府民に対し、よりわかりやすく合理的配慮の意味を伝える啓発の必要性を改めて認識しました。また、令和６年度も障がい者差別解消研修会を開催しました。定員２００名規模で行い、多くの方にご参加いただきました。主催する研修会以外でも希望する事業者団体や障がい者団体、法の所管課以外の主催する研修会や学習会等へ、担当職員等が出張し、法や条例、障がいの社会モデル、障がい理解等に関する講義を実施しました。

　啓発物としては、『大阪府障がい者差別解消ガイドライン』を改訂し、研修の機会や、各市町村を通じて、広く府民への配布を行いました。『共に生きる障がい者展』では、身近な事例を寸劇でご紹介し、ご登壇者にコメントをいただくフォーラムを開催しました。啓発の取組みは、今年度も継続して取り組んでいきます。

　墨字版３６ページから４０ページ、点字版１１０ページから１２２ページです。コラムとして、支援中の障がいを理由とする差別事案に関するアンケート結果を掲載しています。令和６年度大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修の障がい福祉サービス事業所等コースの演習受講事業所を対象とし、７２０事業所に協力を依頼し、２００事業所から回答を得ました。

　障がい福祉サービス事業所が利用者への支援中、利用者が不当な差別的取扱いと思われる場面に遭遇したことがある割合は、８％で、２００事業所中１６事業所で、合理的配慮の不提供と思われる場面に遭遇したことがある割合は、９．５％で、２００事業所中１９事業所でした。

　利用者が差別を受ける場面に遭遇しても、特に対応を行っていない事業所があることが分かったため、障がいのある方の身近な支援者として、利用者が差別に遭遇した場合は適切に相談窓口へ繋いでいただけるよう、啓発を行う重要性が分かりました。

　墨字版４２ページから４６ページ、点字版１２４ページから１４６ページは、参考資料となっておりますので、またご参考いただけますと幸いです。

　以上が資料２－２「令和６年度障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書（案）」の概要となります。今後も啓発活動と相談等の体制整備を両輪に、障がい者差別の解消を推進し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現できるよう、関係機関と連携を強めながら取組みを進めてまいりたいと思います。以上です。

○小田会長　ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問があれば、挙手でお願いいたします。いかがですか。はい、どうぞ。

○西尾委員　障大連（障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議）の西尾です。３つほど簡単に。事例の中にも出てきましたし、合議体の議論の中でも出てきたケースなのですが、日本を代表する大きな遊園地についてですが、今回、改善された点もありましたが、まだまだ当事者の自由が十分に保障できている状態ではないと感じました。もうこの遊園地については、十数年取り組んでいるのですが、なかなか進みません。取組みという概念からいうと、個人ではなく、障大連に加盟している団体がたくさんあるのですが、その中で外出などを積極的にしている団体が取組みとして、この遊園地に行き、使えたり使えなかったりするものを遊びながらチェックするということをしているのですが、それは昔からいわれています。

　今後、そうではなくて、個人からの問い合わせで「使えなかった。」などということがあるでしょうし、毎年ではありませんが、私どもの関係団体もおそらく取組みとして進めるかと思います。大阪府としても、中長期的な視点で関わっていただきたいと思っています。

　具体的にどのようなことかというと、今回の経過と記録ですね。それは次回、同じようなことがあった場合に生かせるようにしっかりとファイリングをして、積み重ねていってもらいたいというお願いです。

　遊園地ということで、特別感があるため、しっかりとそれをやっていって欲しいのですが、もし可能であれば、遊園地だけではなく、業種別等でデータベース化をしていく。すぐに一覧が出てくるようなものがあればいいと思う。なかなか難しいのかもしれないが、ケースをたくさん積み重ねてきているわけですから、それをどのように使っていくことができるかということを考えていただければと思います。これは希望ですが。

　２つ目です。ご存知のように法律（労働施策総合推進法）が改正されて、カスタマーハラスメント対策が義務化されます。施行が来年（令和８年）の下半期といわれており、まだ具体的な指針は出されていないのですが、不当な差別的取扱いや、合理的配慮の不提供などがあった場合、それに対してやはり利用できるようにしていくために事業者にその場で伝えるのは、今も私たちの団体は、よくやっているとよく聞く話です。

　これはやはり、利用できるとかあるいはできない、門前払いをされたりとか、断られたりするわけなので、なかなか「そうですか。」と簡単には引き下がることができないことがあるわけですよね。

　それから、大きな事業所では、直接利用者に対する担当は権限があまりなくて、対応が限られていること。「これはやはり、無理ということになっています。」ということだけを係が理解する。それ以上のことはやはり答えられないということがあるのですね。そうすると、こちらとしては、「誰か答えることができる人を出せ。」というか、「出して欲しい。」と感情的に言ったりもするわけですが。

　これらがカスハラと捉えられると、もうやってられないというか、言われるがままになってしまうといった感じで。差別解消法の趣旨も損なわれる場合があると思います。

　昨年の旅館業法改正の場合と違い、今回のカスハラは、ほとんどすべての事業所が対象となりますから、障害者差別解消法の趣旨をしっかり周知していく必要があります。より一層、円滑に進めるということは、先ほどのお話でも、大阪府にしてもらえるのかどうかと思うのですが、やはりこのカスハラとの関係について、大阪府として何らかの見解を示すべきかと思いますので、それは今後、検討いただければと思います。

　最後にもう一つ。事例が出て思いました。１７ページの環境の整備について、駐車場の聴覚障がい者の事例でインターフォンしかないということで少し気づいたのですが、府庁別館の斜め前に駐車場があり、身体障がい者手帳を見せると、無料になる。府庁を使うときに時々使用しているのですが、あそこも電話しかないですよね。そこの事例が聴覚障がい者の方から挙がっていないから改善しなくても良いというものなのか、このような改善ができるということであれば、大阪府に関係するところは、改善をしていただくように検討をしていただければよいのではと思い、３番目として挙げました。以上です。

○小田会長　ありがとうございました。今の３点について、お答えをいただけますか。

○事務局（福本）　事務局です。１つ目ですが、この大型遊園施設以外でも、すべてが解決できる内容ばかりではありません。現在、中長期的に積み上げてきた相談事例等のデータを蓄積しながら、対応をしていきたいと考えています。

　２つ目ですが、カスタマーハラスメントと合理的配慮の申出は、明確に分けられていまして、我々も旅館業法改正時は所管課と連携をしながら、そのことの啓発を行ったところです。今回は、労働施策総合推進法の改正に関係してくることですから、労働局にもご助言等をいただきながら、動向を注視しながら対応をしていきたいと考えています。

　３つ目は、状況を確認した上でどのような対応が可能か、担当課に話をしたいと思っています。以上になります。

○小田会長　３つの要請がありました。この遊園地のことや、カスハラとの関連、あとは駐車場のこと。これらは少し時間をかけることが必要かもしれませんが、取り組んでいただけますよう、お願いいたします。よろしいですか。

　今後、行政としてこういう取組みをしてもらえれば、差別解消がより進むのではないかということもご提案いただければと思っています。ほか、いかがですか。はい、どうぞ。

○長宗委員　長宗です。１４ページの事例３、英会話教室の話です。結局、市としては派遣ができず、手話ボランティアに頼んだということになります。これはおそらく、手話通訳者派遣の要綱に該当しないから派遣ができないということになったのかと思います。しかし、大阪府内のいくつかの市では、英会話教室に手話通訳者を派遣できるところもあります。学校ではありませんが、英語という学習の場ということで、そこでも派遣が必要だという判断をしている市も多いです。これは、行政の考え方そのものを変えていかなければならない事例だと思います。もし、この市が手話言語条例を制定しているのであれば、市が派遣するべきものだと思います。

　６月２５日に手話施策推進法が施行されました。今回の場合は、手話通訳者を派遣しなければいけないと思います。これは市の責務だと思います。

　今後、すべての大阪府内の市町村において、派遣要綱の見直しを求めていかなければいけないと考えています。以上です。

○小田会長　はい。ありがとうございました。今の件で何か、事務局から考えられることとしてコメントをいただければと思いますが。

○事務局（福本）　事務局です。私どもが市へ派遣について指導する権限はありませんが、各市町村で適切な対応をいただけるよう働きかけていきたいと思います。

○小田会長　はい。進めていただくということでお願いいたします。ほかにありますか。

○大野委員　大阪府精神障害者家族会連合会の大野です。１６ページの精神障がいに対する項目ですが、公営住宅に隣接する一戸建ての住宅に居住している方が不法投棄に関する不快さを訴えられているようなのですが、訴えられた方自体が、その工事に対してメンタル面で非常に耐えられないといっておられると思うのですね。精神の特徴は、音であるとか、周辺の状況に過敏なのです。そのことに関して問題は、「周辺住民は、合理的配慮の対象外と考えている。」というような健常者の感覚を基に結論を出していますが、健常者からすると、「工事の何がそんなにしんどいのだ。」ということになってしまいます。

　だから、この精神障がいの感覚過敏さに関する寄り添う基準というものは何なのか、せっかくの合理的配慮の問題が進むことはできないと思います。

　だから、健常者の基準を根拠に中止を決定してしまうこと自体が合理的配慮に欠けるのではないかと思いますが、どのようにお考えですか。

　それからもう一つ。１５ページですが、ジムの中で、自分を無視するスタッフの顔を見るのが嫌だということで、ポスターを撤去してくれという要望があったらしいのですが、これに関して事業者が「その事実はない。」と確認したと。これはやはり、事業者の健常者としての感覚であるのか。精神障がいの方が持っている非常に過敏なことにまで歩み寄ってお考えいただかないと、いつもここで健常者の方と感覚が違うので、無視されます。私の会でも実は、虐待防止のほうにも案件をお願いしたのですが、「では、その証拠は何ですか。」ということで、事実確認を厳しく求められますが、その第三者が現場にいない限り、証拠ということに関して、非常に弱いと思うのですね。精神障がいは、妄想もあるだろうということも根拠にされかねませんから、やはり精神障がいの方の不快さ、過敏さに寄り添わない限り、いつでも切り捨ての対象になってしまうということがあるので、この点、まずは、ポスターの問題の前に「無視した事実は確認されませんでした。」と一蹴してしまっていること自体が非常に大きな問題だと私は考えています。健常者の感覚を基準に切り捨てているのではないかと思います。このことに関して、大阪府ではどのようにお考えか、伺いたいです。

　２６ページです。「市町村支援の取組みの課題」の箇所ですね。「例年の相談全体の２割程度」と、市町村への相談が少ないということで、私もこの数年来、委員に着任してからずっとお願いしていますが、市町村の相談窓口が障がい福祉課であったりするということで、どこにも差別解消の相談窓口であるということがわかるような表示がないのですね。

　私は、大家連（公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会）の定期総会のあと、各市町村家族会の代表者会議をするのですが、そこでも非常にわかりにくいとの声がある。私は、この差別解消協議会で前からお願いをしているような気がしますが、これはなぜ、その表示を明確にしないのか、その理由をお聞きしたいと思います。以上です。

○小田会長　はい。ありがとうございます。相談事例の意見と、相談窓口の名称ということについてコメントをお願いいたします。

○事務局（福本）　まず、我々も事業者、当事者と対話をするときでも精神障がいの方の特性上の過敏さ等、それらの理解を事業者等に求めながら対応をしていきたいと考えています。

　２つ目ですが、事業者のほうは、「そのようなことは言っていない。」ということです。もちろん、事業者と利用者の両方から話を聞きながら進めていくことになりますので、事業者の話も聞きますし、当事者の話も聞きながら、おっしゃるように精神障がいの特性を我々も補足等しながら、対応をしていきたいと考えています。

　３つ目の健常者の感覚を基準に切り捨てていることに関して決してそういったことはございません。行政も精神障がいの方への施策に関しても、引き続き推進をしていきたいと思っています。

　４つ目の相談窓口が各市町村にいろいろあり過ぎてということですが、常々、お問合せはいただいているのですが、今回、内閣府が始めました『つなぐ窓口』があり、本格的実施になりましたので、内閣府の『つなぐ窓口』のほうに、つないでいただければ、「この内容の相談であれば、こちらの市町村ですよ、ここの場所ですよ。」など相談をつないでくれますので、もし、大野委員の団体で発行する広報等があれば、そのなかにも『つなぐ窓口』を掲載いただければ幸いです。以上です。

○小田会長　ありがとうございました。やはり、相談窓口を出来るだけわかりやすくしていくということが有効だと思いますので。よろしいですか。

○大野委員　もう一度すみません。大野です。事前のお話のときでも、『つなぐ窓口』というものがあるとおっしゃったのですが、この当事者であるとか、家族であるとかそのような人たちがパソコン上で『つなぐ窓口』に到達するということはほとんど、至難の技なのですね。『つなぐ窓口』があるということをもっともっと、公に知らせていただく方法があると思います。それは、私たち家族としても、当事者たちに聞いても今の現状では、『つなぐ窓口』を知る手立てというのはほとんど講じておられないということに等しいと認識をしています。もう、何かでの改善は、していただけますか。『つなぐ窓口』があるよとおっしゃるだけでは、非常に不十分だと思います。

○事務局（福本）　なかなか周知ができていないということですから、我々も今、ここで聞かせていただいたので、内閣府に対して、まだまだ『つなぐ窓口』の啓発ができていない、様々な媒体で周知しなければいけないのではないかという意見を伝えていきたいと考えています。

○小田会長　はい。その充実に向けてもお願いいたします。ほかによろしいですか。時間の制限もあるので、お二人で終了いたします。どうぞ。

○小田委員　大阪手をつなぐ育成会の小田です。知的障がいのほうでは毎回、言わせていただいていますが、この知的障がいの本人、家族が日常に感じている差別や合理的配慮をしてもらえないという感覚と、この相談の件数というものが本当につながっておらず、このように少ないはずはないと思いながら差別解消法が施行されてからずっとその問題を解決していきたいと思っていました。

　今までにこの協議会で、どうしても知的障がいは、本人が差別されているということがわからなかったり、家族が差別にあってもそれを声高にお伝えするということも止めてしまう、あきらめてしまったりということで、表に出づらいという特徴がありますので、できれば支援者、知的障がいを支援している人に調査をしていただきたいとお願いをしていると、前年度、この支援中の差別事案の聞き取り調査をしていただきました。本当にうれしく思っています。感謝しています。ありがとうございました。

　今回の令和６年度の報告を見ると、相談としては知的障がいの差別案件が１件。不適切な行為が１件挙がっていますが、合理的配慮がなかったという相談はありませんでした。ところが、調査をしていただくと、墨字版で３９ページになりますが、この合理的配慮の不提供の場面を聞き取っている箇所の具体的な内容が、病院でパニックになったりして、待つことが難しいので、待合室で診察をして欲しいとか、しばらく病院の外で待たせて欲しいといっているのに、断られたとか、行政機関で理解しづらいから繰り返し説明をして欲しいというのに、対応をしてもらえなかった。これも知的障がい、発達障がいならではなんですけど、飲食店でお子さんが騒いでおられたらしんどくなるという人も多いので、落ち着くことができる席を希望したけれども断られたなどという合理的配慮がしてもらえなかったという事例は、本当にたくさんあります。

　だから、これらがようやく、この協議の場に出てきたことは、私は非常に嬉しく思っているし、やはり支援者からもっともっと声を聞いて欲しいと思っています。

　事前に資料をいただいたあと、たまたま２０年以上知的障がいのヘルパーをやっている人、息子のヘルパーなのですが、その人に「合理的配慮や差別などいかがですか。」と尋ねると、自分がヘルパーを始めた２０年前と今との一番大きな違いは、個人的な人たちの理解がとても広がったということだそうです。先日も電車に乗って、うちの息子が隙間の空いている箇所に座ろうとすると、そこに座っていた学生さんたち３人が立ち上がって、「どうぞ。」といってくださった。うちの息子は知的障がいなので、見た目はまったく障がい者とわかりませんが、ヘルプマークを見てか、息子の様子を見て、「どうぞ。」といってくださる方が増えてきて、本当に嫌な思いをすることが非常に減っている。

　ところが逆にお店であるとか、病院やそのような事業者の方が頭から「無理です。」、「駄目です。」といわれると、ヘルパーは、「そこが差別ではないですか。」などというわけにもいかないので、困っているのだそうです。そのような声を聞きましたので、これこそ、この差別解消法の中で進めていくことだと思っていますので、これからも支援者への聞き取りは、もっと工夫をしながら続けていただきたいと思っています。

　聞き取り調査について、私からのお願いは、何の事業で出会ったのかということが非常に曖昧になってしまっていて、おそらく、答えた方が所属している事業所がやっている事業をすべてお聞きになっているようなのですが、そうではなくて、差別や合理的配慮の不提供に出会ったのは、どの事業をしているときなのかということを聞いていただければ、おそらく、移動支援や行動援護が多いかな、あるいは、グループホームの世話人が本人から聞いて多いかな、ということが見えると、もっと調査の仕方も工夫できると思いますので、今後も継続をしていただきたいということが私の希望です。

　最後に、もう一点。不適切な行為の件で出ていた通学バスの件。「支援学校のスクールバスで暴れてしまうので、乗せません。」ということは、非常に多くあるケースです。私たち保護者はそのようにいわれると、よそのお子さんや、添乗員の方に怪我をさせてはいけないので、保護者がほとんどの場合、自分で送迎をするということが当たり前のように昔からなっていました。ただそこが、昔の考え方だと思うので、このような声が挙がってきたことも私は、前進しているのだなと思いますが、福祉サービスや教育現場での合理的配慮というものは、特に支援学校の場合、もともと個別に合理的配慮をするというお仕事のはずです。そのお仕事のはずの方々のことに配慮してくれないって言わなければいけない当事者や家族の気持ちというものは、私は何か複雑なものを感じます。ここが差別解消法での対応なのか、それとも支援者のそれぞれの質の向上なのかということの両方で考えていかないと、これらは解決しないのではないかと思っています。以上です。

○小田会長　はい。事務局からご回答いただければと思います。

○事務局（福本）　アンケートについてご意見をありがとうございました。今年度もこのような研修がありますので、今いただいたご意見等も踏まえまして、どのような形で調査をしていくかということを検討していきたいと考えています。

　また、二つ目の福祉事業所や支援教育の話ですが、合理的配慮をしないといけない立場であること、支援者の質など、様々な問題もあると思いますので、我々としましては、支援者や府民の方々に調査結果では合理的配慮がなかなか進んでいないということがありますので、また府民や事業者に対しての啓発の方法を引き続き考えていきます。

○小田会長　はい。ありがとうございます。では次、塩見委員、お願いいたします。

○塩見委員　塩見です。簡単な質問なのですが、広域支援相談員の件ですが、３月現在で４名ということですが、先ほどご報告ありましたように、支援相談件数が３割増えていますよということと、ただ、相談対応件数でいうと、令和４年で1,750回が令和５年には、1,348回になるということで、数自的には減っているということがあるのですが、広域支援相談員の実質的な働き方として、３割増えるということに４人で対応をされたということが、無理のない業務なのかどうかということですね。今後、さらに増員をしていくという対応が必要かどうかというそのあたりの判断は、いかがですか。

○小田会長　ありがとうございます。広域支援相談員の方々には、日頃から本当にご尽力をいただいているということもよくわかっています。今の件で事務局、いかがですか。

○事務局（福本）　現時点では、所定の労働時間内に相談を行っていまして、無理のない範囲で対応を行っているところです。今後、件数等も増えていくこともあるかと思いますが、それはデータの蓄積をしながら、対応するように努めていきたいと思っています。

○小田会長　はい。ありがとうございました。入れ替わりということも考慮しながら、引き継いでいくことができるような体制もお願いしたいと思います。非常に重要な役割なので、お願いいたします。

　それでは、時間の制約もありますので、質疑応答はここまでにして、議題３の「各委員の障がい者差別解消に係る取組みの情報共有について」に入ります。

　冒頭に申し上げましたように、本協議会は、大阪府の諮問への答申やあっせん事案への対応、広域支援相談員への職務への助言だけではなく、障がい者差別解消地域支援協議会の役割を有しています。

　国の方針として、協議会は地域における障がいを理由とする差別の解消の機運醸成を図り、それぞれの実情に応じた差別の解消ということを主体的に行うネットワークづくりと、具体的な事例や取組みを共有し、分析することで、事案の発生防止が周知啓発に係ることを期待されています。

　これらの指示に基づいて、本日、協議会に参加されている委員の皆さん全員に、障がい者差別解消に関する取組みや具体的事例を順番に共有させていただければと思っています。

　短い時間になって恐縮ですが、お一人２分程度で、ご発言をいただきたいと思います。

　また、本会議は、公開ですから、発言の際は、個人や事業者が特定されるような発言はお控えいただきますよう、お願いいたします。では、まず私からお話をいたします。

私は、教育の立場で参加をし、この差別解消の案件そして、合理的配慮、基礎的環境整備ということについては、大阪府内の管理職研修や、教員研修等で啓発ということで、結構多くの場面でお話をしていることが一つです。２つ目が、大学で障がい学生支援室というものを平成２８年の法施行と同時に開設をして、アクセスルームというのですが、そこに学生支援コーディネーター２名と私とが配置されて、私が室長という形でやっているのですが、当初から、個別の教育支援計画というものが小、中、高校と上がってくるのですが、大学まで上がってきた学生は、ほとんど、問題はないのですね。しっかりとつながっているということがあります。

　そしてやはり、少しうまく対応ができなければ、不適応や退学というケースもあったので、今から６年前に大阪府の公立高等学校では、高校生活支援カードというものを入学式のときに提出するようになっているのですが、それがあったため、大学生活支援カードというものを作り、入学の前に全員が提出をするということをしました。つまり、全学部の、４つの学部があるのですが、すべて入学前に一定のニーズを把握するという形を取ることになりました。

　それをすることにより、やはり入学前の相談が非常に多くなりました。今年の３月はもうずっと、その相談でしたが、それがあることによって、不適応や退学はかなり阻止されているという実感があります。

　高校生の中に障がいのある学生が在籍をしているという現状は、そのまま大学にも引き継がれるわけですから、大学での教育の本質を変更しないということを前提にしながらも合理的配慮の提供をしっかりとしていく。そして、毎日関わっていくわけだから、基礎的環境整備として、できるだけそれが定着するような方法を日々、行っています。

　障がい学生支援室というものは、やはりなくてはならない存在なのだと思っています。そのような取組みをしているところです。以上です。

○長尾委員　大阪府精神科病院協会の長尾です。私ども大阪府精神科病院協会は、大阪府下に５０病院があり、精神科病院のみです。医療機関ですが、いろいろな心身に障がいのある方が受診に来られます。毎月定例会を行っていますので、今後は、このような事例というものが非常に大事だと思っていますので、共有したいと思います。

　まず、様々な事例が挙げられていますが、事例を通して何をするかが非常に大事だと思いますので、障がい者間でも合理的配慮の見方が少し違うのではと思ったりもします。

また、精神科の受付が始まった患者さんへの対応ということが、やはり日々業務の中でやはり疑問を持つことでいかに大事かということを事例から探すことができます。

　非常に大事なものだと思いますので、その都度、その都度検証をされたものですから、どのような対応をしたかということを今後も見ることができるように何か発信できるようなものがあればよいのではと思っています。

　先ほど、委員の皆さんもおっしゃっていた３９ページの合理的配慮の不提供を受けた中でも、病院の事例がありました。例えば、精神障がい者の場合、車のクラクションでも気になっている人もいますし、そのような事例を通して個別に対応することがいかに大事かを知らされます。以上です。

○長宗委員　大阪聴力障害者協会の長宗です。私どもの協会は、大正６年にできました。昭和２５年に法人格を取りました。それ以来、大阪府内の手話通訳者の養成や派遣事業、また聞こえない人たちの相談支援もしてきました。昭和５２年からは、大阪ろうあ会館という事業所の運営を行っています。聞こえない人の相談そして、手話通訳士の資格を持つ聞こえる相談員がいろいろな方の相談支援をしています。差別の事例があれば、大阪府の広域支援相談員につなげてきました。

　また、運動体としましては、大阪府内を６つのブロックに分けて活動を行っています。それぞれのブロックで、生活で困ったことなどを取り上げて、行政と交渉しています。

　また、聞こえない高齢者を支援する中で、旧優生保護法の被害者把握につながり耳が聞こえない夫婦の裁判の支援をしてきました。

　基本的には、障がいがある人の生活相談に関しては、自分が住んでいる市町村の障がい福祉課の窓口が担当になるのですが、最近は市町村で対応を断られるという例も増えてきています。その結果、私どもの協会に相談に来る人が非常に増えています。

　最近の例で言いますと、「落とし物をしたので、警察に代わりに連絡をして欲しい。」というと、「電話リレーサービスを使ってください。」と窓口で断られた人がいました。その事例については、電話リレーサービスを提供している財団にこのような事例があったことを報告し、市役所に抗議をしました。

　また、国際的な展示会でも、見えない人や聞こえない人は、電動カートは利用できませんと断られています。公式アプリで調べると、手話通訳者や、要約筆記者がいることを強調している建物があるのですが、実際に行ってみると、手話通訳も要約筆記も何もなかったということがあり、手話通訳者がいない、情報保障がない、ということの不満が、日本中の聞こえない人から私ども大阪の協会に届いています。

　私たちの上部組織は、全日本ろうあ連盟といいます。本日、東京で経済産業省の担当者とそうした不満について国際的な展示会の主催者と話をしたいと交渉しています。

　私たちとしましては、大阪府でいろいろと対応をしてきました。しかし、国際的な展示会の主催者はまったく動いてくれない。だから、上部団体のほうから経済産業省を通して、国際的な展示会の主催者と話をしたいと、現在交渉しています。

　６月２５日に手話施策推進法が成立しました。聴覚障害者の情報保障については、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法もありますが、聞こえない人の場合は、音声変換アプリなどを使ってくださいと言われることがあります。本当に必要なのは、アプリではなくて、人による情報保障です。手話通訳が必要な人の情報保障をしっかりと守っていくことができるようにやっていきたいと考えています。以上です。

○石渡委員　大阪弁護士会弁護士の石渡です。弁護士会に、高齢者・障害者支援総合支援センターがあり、通称「ひまわり」ですが、そこの障害者部会の部会長を務めています。障害者部会では、差別解消法のことを主に扱っているのですが、どのような活動かというと、事業者に合理的配慮の義務化がされている等、弁護士会にも事業者の方から差別解消法の講演をして欲しいという依頼も受けていますので、それらに対応し、先月、東大阪で講演をしました。このように共生社会の実現に向けて活動をしているところです。

　直近では、旧優生保護法の補償法というものが可決されてすぐに始まったので、その補償のサポートも行っています。申請に関する経費は、すべて国が負担するという制度になっていますので、そのサポートをする場所の制度を大阪府と協力をして、構築をしていました。以上です。

○大野委員　大家連の大野です。精神障がいの場合、最も大きな問題は、自分たちが受けている差別、理不尽さに声を上げるということを自らはばかってしまう。これは、呉秀三さんという精神科医が１００年以上前におっしゃったように、この国に生まれたるの不幸という、そこからまだまだ脱皮ができていないということで、実は一昨年、「我々が受けている理不尽さに関して、声を上げよう」ということで相談窓口の紹介、法律相談窓口の紹介、それから合理的配慮とは何か、というこれらのことを私たちの機関誌である団体誌で特集を組みました。ところが、最高裁で旧優生保護法に基づく手術で国が違憲であるということで認めたということに関して、補償問題と、訴えるということに関して、実は精神が最もその中の差別を受けている障がいのど真ん中だと思っていまして、それで、なかなか自ら、声を上げられない、私たちは最も大きな差別は、この優生思想にあるのだなと。現在でも脈々とその問題を引きずっています。

　団体誌を通じて、声を上げようということで、これからも差別解消の窓口あるいは、声を上げるための企画をしていきたいと思っています。

　実は、全国で３番目にこの優生保護法に基づく手術が多いのが大阪なのですね。精神障がいでも各病院で手術が行われたと聞いておりまして、病院家族会などを通じて、活動をしたいわけですが、最もはばかられる、そのようなことがあったという風潮があります。

　だから、このことを打破していくことがまず、精神障がいの大きな問題であると思っています。自ら打破していくとともにやはり、この国に生まれたるの不幸というものを精神障がいの当事者家族が背負っているという現実を皆さまにも理解していただけるように広報誌を使って、今後も広く共有をしていってもらおうと思っています。家族会を通じて、この団体誌４,５００部を発行していますが、医療機関それから行政、各家族会、全国家族会に配布しています。

　だから、このように声を上げることに関してもっともっと皆で協力をして、声を上げていくための運動を続けていきたいと思います。以上です。

○小田委員　大阪手をつなぐ育成会の小田です。大阪育成会としましては、この差別解消法の内閣府の検討をする会議の中に、全国育成会の事務局長がおられて、今でも差別解消法関連の研修などで講師をされている又村さんという方がいるのですが、この方に直接、大阪に来ていただき、差別解消法のことや、特に知的障がいの場合、わかりにくい合理的配慮のことなどを法律ができてからずっと勉強を積み上げてきています。

　私たち、知的障がい児者の親、家族の立場でいうと、「では、何を配慮して欲しいのですか。」と聞かれたときに、具体的に言うことができない人が多いのですね。「待たせる部屋を作ってください。」とか、「もっとゆっくり喋ってください。」など言えばよいのですが、自分の子どもの障がい特性を理解し、きちんと他人に伝えるという力が親・家族としてあまり上手ではないということがあったので、その辺りの勉強も積み上げてきています。

　今年度に入ってからは、「病院における合理的配慮」や災害時に欲しい配慮・やり方を集まって勉強をしました。実は、明日、大阪府の方に来ていただき、新しいガイドラインの勉強も会員みんなで取り組もうと思っています。

　これらを積み上げてくる中で、私たちは今、ただ「わかってください。お願いします。」だけでは、知的障がいのある人への配慮をしてもらいにくいのだということもわかってきたため、できればペーパー１枚で「自分の子どもへの配慮は、こうです。」といえるものを皆で作って、いざとなったときに見せようか、病院での配慮のことを勉強したときも、救急車で来てもらったときにすぐに渡すことができるものがあれば、「救急隊も助かるよ。」ということを教えていただいたので、自分たちも配慮をしてもらいやすくなるような方法を当事者ならではの目線で考えていきたいと思っているし、もう一つ大切なのは、実は２年ほど前から「本人の会」、知的障がいの本人たちが集まっている会ですが、ここでも合理的配慮について勉強をしていて、彼らの言葉そのままで言うと、「このわかりにくいことをわかりやすく伝えることが自分たちの役割だ。」ということを言っているので、自分たちも何ができるかをこれからも考えて、この法律がもっと広がればということで、頑張っていきたいと思っています。以上です。

○木越委員　大阪府社会福祉協議会の木越です。権利擁護推進室では、大阪府内の日常生活自立支援事業を実施しています。判断能力が低下した方の福祉サービスの利用支援や、金銭管理などのお手伝いをしています。

　また、担当の職員に対しては、人権研修や障がい特性に関する研修などを実施することで、安心して利用していただくことができるよう、体制を整えていくようにしています。

　そのほか、大阪府域の権利擁護の相談窓口も設置していまして、権利擁護に関する電話相談窓口。場合によっては、先ほど、「ひまわり」の弁護士の先生からもお話がありましたが、予約制で、弁護士と社会福祉士による専門相談も行っています。以上です。

○髙橋委員　大阪府視覚障害者福祉協会の髙橋です。私たちの会は、昭和３９年に開設して、つい先日、６０周年の記念大会を行ったところで、年１回そのように大阪府下の会員が集まり、福祉大会を開催し、また、毎月『月刊府視協』という機関誌を発行していて、様々なことを皆さまに啓発しています。

　以前は天王寺にあったのですが、今は、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターで皆、それぞれに集まり、いろいろと活動をしています。

○北村委員　近畿百貨店協会事務局の北村です。大阪府内には、５社の百貨店があり、各社ともそれぞれ障がいのあるお客さまにも安心して気持ちよくお買い物をしていただくことができるように主に経済産業省から出ている指針を参考にしながら、各社ごとにガイドラインを設定し、それに基づき各スタッフがお客さまにサービスを提供できるように努めています。

　例えば、各店舗それぞれの取組みがあるのですが、私が所属をしている会社では、百貨店といっても店頭にいるスタッフが全部、社員というわけではなくて、お取引先さまから来ているスタッフもいて、皆、少なくとも基本的な知識は持つことができるように朝礼の時間を使って紙芝居形式で対応を学び、もしくは小テストをしながら理解を深めています。

　また、介助犬については、ほかのお客さまにもご理解をいただくために、定期的に１日数回、店内で介助犬に理解を求める放送をするということも行っています。

　先ほど、西尾委員からカスタマーハラスメントのお話がありましたが、そのように逆に不安に感じられる方もいらっしゃるのだとここで思ったのですが、カスタマーハラスメントに関する法律が施行されるということでいうと、それはあくまでも百貨店としては、従業員をカスタマーハラスメントから守るということが第一だと思います。

　それに基づいて、各社ともそれぞれの会社のカスタマーハラスメントに対する指針を公表しつつあります。各社ともこのような指針を公表するにあたっては、逆にこれらが盾になって、何でもかんでもカスタマーハラスメントとしてシャットアウトするというのではなく、そこをきちんと見極めて対応する。お申し出というものはあくまでも、原則は善意のお申し出であって、真摯に向き合うものだということを徹底しようと各社、取り組んでいます。

　私もご縁があって、このような会に参加をさせていただくようになりましたので、ここで皆さんからお聞きしたご意見を、私たちの会社だけではなくて、大阪府にあります、百貨店の５社とも共有をしながらよりお客さまに安心をして、気持ちよくお買物をしていただくことができるように努めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○塩見委員　障がい者児を守る全大阪連絡協議会の塩見です。１９６７年に発足した会で、もう６０年近い歴史を持つのですが、設立当初から学ぶ権利、働く権利、生活する権利、政治参加の権利という４つの権利を障がい者に本当に行き渡らせるということを目標にしてきました。設立当初は、当たり前に学ぶということそのものから排除されていたということで、就学猶予や免除ということが当たり前に行われていた時代だったのですが、そこから運動をして、やはりどの子にも学ぶ機会の補償をということで、養護学校の助成等にもつながるといった運動もしましたし、そのようにして学ぶ場が一つできれば、そこを経過してその人たちが働く場というものが次に求められて、共同作業所づくりや、そのような運動を展開することで、障がい者の社会参加を広げていくということを進めてきました。

　今は、暮らしの場ということに課題は移ってきているのですが、いずれにしてもそのように徐々に拡大してきたものの、その内容をより豊かにしていくということを通して、障がい者の差別や排除を失くしていく。それらの取組みを行っています。

　これらは、残念ながら今も障がい者排除ということがあり、成立した災害対策基本法でも、今回それは評価しているのですが、新たに登録被災者援護協力団体というところに位置づけられて、いろいろな団体が現地に入って支援をするというものが法的に位置づけられました。そこを実際に担う、団体の要件として、欠格条項があり、障がい者の団体に付けられたということがあり、それを失くすということで国会にも参考人として出向き、現地に入って支援をしているエリアマネージャの方々に私どもの職員ですが、国会にも行って、援護をしてもらい、その結果も含めてですが、付帯決議がついて、その扱いについては、慎重にということが付け加えられたのですが、いずれにしてもよく注意をしないと、国の制度や、お店の中にそのようなものが入り込む余地というものがまだまだ残念ながらあると思っています。

　加えて、昨今、商品取引の世界が、ぐんと広がってきたということもあり、民民間の差別事案が結構、出てきているのですが、それらに対してもできるだけアンテナを高くして、いろいろとキャッチをしながら解決にあたっていくことができるようにしたいと思っています。

　今、取り組んでいることは、公共交通に関しては、人不足ということもあって改札無人化も含めたことが進行しているということもあり、そこで「困ったことはありませんか。」という聞き取りも開始をしたところです。それらも踏まえて、様々な改善を関係先に求めていきたいと思っています。以上です。

○関川委員　大阪公立大学の関川です。２０１３年に差別解消法が成立してから、十数年が経ちますが、大学においても先ほど、小田会長がおっしゃったように障がい学生に対する支援のあり方として、教育を受ける機会平等の立場に立った体制整備が格段とこの１０年、進んだという印象を持っています。

　障がい学生支援の体制においても、学生から差別を受けたという訴えがあるというよりは、教育を受ける機会平等の立場から学生側が「このような配慮をして欲しい。」という合理的配慮を求めて、それを教員組織で担当教員にどこまで合理的配慮に協力をしてもらうのかを協議し決定したうえで、合理的配慮の実施を求めるという体制が整備されています。こうした１０年の積み重ねの中で、合理的配慮の内容も随分変わってきたという印象を持っています。当初は、そこまで対応するのは難しいと考えられたものが、その後の対応実績を検証すると、必ずしも過度な負担に当たるとはいえないので、担当教員にも理解と協力をもとめて、可能な限り学生の求めに応じています。

○辻野委員　大阪府社会福祉協議会セルプ部会の辻野です。よろしくお願いいたします。

　セルプ部会では、『働く・暮らすを支援する』ということをスローガンに活動をしています。私自身ももう２０年ほど、障がい者の就労支援に携わってきましたが、近年、企業に対する法定雇用率も高くなってきて、多くの企業が障がい者を雇用されていることだと思います。

　やはり、合理的配慮というところで、私は知的に障がいのある方を多く支援していたのですが、やり始めた２０年前くらいは、企業側もなかなか、どのように対応をすればよいのかという事も理解があまりなく、例えば、作業指示についても口頭だけで行うことがあったりしました。それらについてもやはりこちら側からも「このように改善をして欲しい。」ということをできるだけ企業側にお伝えするよう努めてきました。

　最近はもう、マニュアル化であったり、視覚化されたものというのが準備されていたりということが多くなっています。また、困ったときには、「周りの人に言ってくれればよい。」というお声掛けをいただいていたのですが、やはりそれらが非常に得意なわけではなく、担当者を一人決めておいていただくということをお願いしてきました。最近では、就労したときには、担当が決まっているという企業が多くなってきたのではということで、少しそのあたりは変わってきたと思っています。

　あと一つ、最近、このような就労関係で気になることは、令和６年度に合議体でも議題に挙がりましたが、雇用代行ビジネス業というところが非常に多くなってきているということです。これらについては、我々もさらに理解をしていく必要はあるのですが、障がいのある方々ができるだけ長く就労活動ができるように我々としては、活動をしていきたいと考えています。

○寺田委員　私は、大阪府身体障害者福祉協会の会長をしています。私たちの会の組織は、他の団体と少し違います。各市町村の会長の集まりで組織されています。そのほか、会長さんたちの会の中では、今言われているような自分たちの会の中で差別をされる人がいるかどうか、また、合理的配慮ということを理解されているかどうかというお話をさせていただいています。

　私個人としては、自分が住んでいる地域のことですが、ここで何件か相談を受けたことがありますが、私は長い間、会長をしているので、役所へ行くと、皆さん、新しいスタッフに代わるのですね。３年で代わる。私が行くとスムーズに話が進んで、会員さんや相談をされた方に喜んでいただいています。

　これらのことがもっと広くなればよいと思います。私個人の話でしたが、各市の中に相談員がいます。この相談員というのは、自分たち障がい者の団体の中から４、５人選ばれてなっていただいているのですが、この方たちにまたそのようなお話をしているのですが、何といいますか、民生委員さんや相談員さんと違って、なかなか相談に来てくれないというのですかね。５人いれば、１人くらいは相談を受けています。「相談を探しに行っているのと違うか。」というくらい１人の人には集中しているのですが、ほかの方たちにはなかなか相談が来ないということを懸念しています。

　組織をもう少し強力にしないといけないのですが、現在このような状態で活動をしているものですから、皆さん方の団体とは少し違うということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○西尾委員　障大連の西尾です。相談を受けたりすることもあるのですが、こちらでは解決ができないため、この法律で決められた市町村等に相談をするという仕組みがあるので、そちらを使ってくださいというのですが、どちらかというと、僕が大阪府に関わっているせいか、大阪府が電話をすぐにかけてくれているようで、紹介させていただいているという感じで、とてもありがたいと思っています。

　近頃、私立高校の入学のことでわからないことがあったので、今日来ておられる藪本委員に質問をさせていただいたのですが、この委員の中でもそのようなつながりができればよいのではと思います。私どもは、９０くらいの団体があるネットワーク組織なのですが、コロナが始まってしばらくできていないのですが、大阪府や大阪市、それから堺市や豊中市や茨木市とかそれぞれ会員がいますので、それぞれの市で差別解消の協議会がどのようになっているのか、それらを報告し合っています。

　そのときに役立つものがやはり、事例報告。大阪府がしっかりまとめていただいている。大阪市も年２回のこのような会議でまとめた資料が出てくる。ほかの市が出ていない、足りていないという気はするのですが、それらをお互いに持ち寄りながら、各市でどのようにしているかという話や、法律は置いといて効力が発生するというよりは、やはり実際に使っていくことが必要だということを、私たちの中で改めて、共有しながらそれぞれ進めたいと思います。以上です。

○南條委員　関西鉄道協会の南條です。よろしくお願いいたします。

　私どもの組織を紹介いたしますと、ＪＲ西日本以外の関西２府４県の大きな会社から小さな会社までありますが、３７の鉄道事業者で組織されています。

　私どもの協会では、年間行事の一つになっています会員会社向けの研修会を開催いたしました。昨年は、１１月１５日に「合理的配慮の提供と人権について」をテーマに私どもは会員会社向けに研修会を開催しました。会員各社局から１１３名の参加がありました。今年は、１１月２１日に開催をする予定です。

　それから、会議等への出席状況ですが、７月１１日に国土交通省主催の「令和７年度移動等円滑化評価会議近畿分科会」が開催され、出席をしましたので、少し概要を報告いたします。

　この評価会議は、移動等円滑化促進のために学識の先生、行政機関、それから、障がい当事者、地方公共団体、各交通モードの施設設置管理者などの関係者で構成されています。このメンバーで取組みの進展状況を定期的に把握、それから、評価していくということになっていますが、今年度は、令和８年度から令和１２年度末までの新たな整備目標を検討する時期であり、近畿地方のバリアフリー化をより推進するため、「近畿地方の移動円滑化等の進展状況」をテーマに分科会が開催されました。

　私ども鉄道協会といたしましては、車いすの利用など介助を必要とする方向けにWebを活用したサービスの現状などを報告したところです。在阪の大手鉄道事業者の６社のうち２社がすでにスタートしていまして、介助を必要とする駅等利用者が事前に駅係員による介助をWeb上で申し込むことができるシステムにより、駅係員間の連携をデジタル化し、お客さまとの対応の効率化を実現するというものです。

　まだ２社がスタートしたところですが、この取組みがなかなか利用者の皆さまに周知がなされていないということで、今後、周知・ＰＲを強化していきたいとのことです。参考に利用されたお客さまの声として、「待ち時間なしで案内してもらえて便利。」とか、「発語障がいがあり、Web入力できるのはありがたい。」、「Webで２４時間自由にリクエストができ、また、いつでもキャンセルができる機能はありがたい。」、「経路が確実に伝わり安心できる。」など、このような声をいただいたと聞いています。

　また、Webで事前予約ができないという当事者もいるということなど、様々な改善・要望などのご意見もいただいているとのことで、今後、ご要望に応えるべく対応していきたいと事業者から聞いています。

　先ほども言いましたが、まだまだPR面などで、利用者に周知ができていないということも認識していまして、今後、チラシやポスターなどによる周知活動を強化していきたいとのことです。

　今後、２社以外の鉄道とのつながり・連携が望まれるところですが、現在、研究中であります。これらのサービスは、各社のホームページ等でも案内していますのでお問い合わせいただければと思っています。以上です。

○前川委員　大阪府医師会の前川です。小さな診療所で医師をしている立場としての事業者の立場から見ますと、事例をいろいろと見せていただき、なるほど、こういうことなのかと思い、非常に勉強になっています。我々の感覚そのものがアップデートしていかなければいけない、まだまだ事例を学んでいかなければいけないと思いました。

　一方、手をつなぐ育成会の小田委員からありましたが、支援をする方たちのグループで自分たちが何をして欲しいかということをみんなで議論して、紙１枚を渡して僕に対する配慮というようなものを考えていただくと我々もまた、対応を考えやすくなるかもしれないと思いました。事業者の側とそれから障がいのある方々とが、緊密にコミュニケーションをしないといけないと思いました。以上です。

○藪本委員　ここには、大阪私立学校人権教育研究会障がい者問題研究委員会とありますが、中高の教員の藪本です。

　私立の中高の教員というものは、各学校で分掌があり、生徒指導部とか、教務部などがあり、僕は生活指導部にいたのですが、それとは別に人権研究会にいました。これはほかの学校では分掌になっていたり委員会になっていたりするのですが、だいたい順番に何年か毎に回るというようになっているそうです。ただ、僕の場合は、ずっと人権研究会にいて、３０数年させてもらっています。それから、私学人権の方で、障がい者問題研究会ができた２年目ぐらいから参加しています。当時は聴覚障がい当事者の現役の先生が代表をされていたので、言っておられることや、書いておられることがとても素晴らしく見習おうと思い、２０年くらい参加しています。

　今も、委員は委員なのですが、時間割の都合で非常勤になっていて参加させてもらえていないのですが、ここに来ています。

　自分の経験なのですが、今まで学校でしてきたことや、それから、研究会に入れてもらい、主張もずいぶん歴代の校長に認めてもらって、多くの人の話を聞かせていただき、いろいろな施設などを見せてもらったりしているので、それを生徒に降ろすということが自分の仕事だと思うので、しみじみした話や発見があった話などを生徒に伝えています。

　おかげさまで、生徒がその話を聞いてくれるのですが、アンケートには雑談の多い先生というふうに書かれております。

　今の学校の状況は、僕も新しい校長から管理職に任命されて、今までやりたかったことの一つの、不登校の生徒のクッションになることができるような施設を学校に作りたかったので、「９００万円でできますよ。」と説得したのですが、結局、１，７００万円くらいかかったのですが、今だともっとかかると思うし、現実に条件を満たすところまでしてもらえるところは少ないと思うのですが、それは自分でも成功していると思います。

　ただ、ここからの話なのですが、このアシストルームを作ったのは、教室に入って一緒に学ぶことが難しい生徒のために必要だということで作ったのですが、今、十数人が利用しています。私どもは１,３００人くらい生徒がいるのですが。それは、教室で一緒に学ぶことがしんどくなっても一緒に入学してきた生徒たちと一緒の生活を卒業まで続けて欲しいと僕は思ったし、親も思うだろうということで作ったのですが、最近の流行りは、「そのような子どもたち向けの学校はたくさんありますよ。」ということで、うちの先生は、最初は「とてもよいものができた。」といっていたのですが、「そこにいるよりもこちらの学校に変わったほうがよいのではないか。」と。今までの単位制よりももう少しシステムが新しくされたものが流行りなのですが、そのようになってきていることが、実態を知らないので、具体的に言うと、私どもの学校でそのようなアシストルームを使いながら高校卒業の単位を無理やりに取らせて卒業をさせるよりも、単位制の受験指導もできる学校に行かせて、実際に関学（関西学院大学）へ行った子もいるし立命（立命館大学）に行った子もいるので、「そのほうがその子にとってよかった。」といわれることもあります。

　自分的には、今までしてきたことと、今起こっていることが配慮とニーズのジレンマといいますかね。そのような現状があると思います。

　親御さんとの関係は、カスハラではありませんが、今までいろいろなところで知らなかったときには、モンスターペアレントという過剰な配慮を要求してくる人に対してわりと、敵愾心を持って接することがありましたが、私どもの学校の場合は、それはなくなったのです。逆に私どもが過剰配慮をしているのではないかといわれることがあります。「うちの子にそのようなことをしてもらう必要はありません。」と言われるなど、ジレンマを感じることもあります。ほかのことで「それは結構です。」といわれても僕たちがいわゆる相談室を通じて「このような配慮をしたほうが有効です。」などアドバイスを受ける。

　私どもの学校では、大学のほうに審議があって、専門的な知識のある人３人に入っていただいているので、その方々の判断をベースに必要な配慮をしています。それをほかの学校にもということで、障がい者問題研究会でお話をさせていただくこともありますが、それらも行っています。話が長くなりましたが。

　先ほどありましたように、ここに来ておられる方々とお話をさせていただく機会が少なすぎると思うので、またその機会を作っていただければと思います。以上です。

○福島委員　関西大学の福島です。私からは、本学の教員として、本学の差別解消の取組みを簡単に紹介します。

　障がいのある学生に対する就学支援は、本学では独自の部局が設置されています。この部局は、総合相談窓口と、障がいのある学生に対する修学支援窓口の２つの機能を持っています。このうち、修学支援窓口は、合理的配慮の提供を含む全学的な修学支援を行っています。ここでは、専門職の障がい学生支援コーディネーターが数名配置されており、障がいのある学生からの相談に応じて、各学部をはじめとする学内外の関係部署と連携しながら、組織的な支援が行われています。

　学生の修学支援は、基本的には、個別の教員の判断によって行われています。私も個別に対応をしています。また、修学支援のうち、例えば、授業のノートテイクや、文字起こしについては、研修を受けた学生支援スタッフが行っています。学生支援スタッフの研修を行うとともに障がいのある学生と交流を深めるため、懇談会が開催されています。

　教職員向けのガイドブックと研修についてですが、合理的配慮に関する教職員向けのガイドブックは、毎年度見直されています。また、教職員に対する研修として、２０２４年度からの合理的配慮の義務化に伴い、合理的配慮の提供に対する関心が教員の側にも高まっていることもあり、学部の教授会を使って、コーディネーターが合理的配慮の考え方や、障がいのある学生に対する対応について研修を行っています。事務職員に対する研修も適宜行われています。

研修に関連して、教職員向けの研修動画が学内のウェブシステムで提供されています。その他、学生と教職員が希望者向けに手話講座が開催されていて、受講生が一定数いると伺っています。また、車いす利用者が本学にアクセスする際に、アクセスしやすい箇所やバリアのある所もあるので、一部のキャンパスについてバリアフリーマップが一般に公表されています。以上です。

○小田会長　ありがとうございました。貴重で有意義な内容の交換ができたのではないかと思います。このように共有した内容をこの委員会の中でもネットワークとして活用していくことができればよいと思っています。全員、発言をいただけたこと、ありがとうございます。ただ、うまく進行ができず、時間が過ぎてしまいました。ここでオブザーバーの方に一言お願いをする予定だったのですが、時間の都合で申し訳ありません。

　それでは、本日の議事をすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（樋口）　本日は、長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。これにて、「第２４回大阪府障がい者差別解消協議会」を閉会いたします。机の上の資料のうち、ファイルに挟まれている別冊参考資料は、次回以降も使用しますので、そのままにしておいてください。本日はありがとうございました。

（終了）